



こんなときは必ず

14日以内

に届出を!



| | こんなとき | 手続きに必要なもの |
|---------------------|--|--|
| 国保に加入するとき | 他の市町村から転入してきたとき。 | 印かん、転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき。 または、扶養家族からはずれたとき。 | 印かん、社会保険離脱証明書 |
| | 子どもが生まれたとき。 | 印かん、母子健康手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき。 | 印かん、保護廃止決定通知書 |
| | 外国人住民で住民票が作成されたとき。 (在留期間が3か月を超える等)。 | 印かん、特別永住者証明書または 在留カード(外国人登録証明書)、パスポート |
| 国保をやめるとき | 他の市町村に転出するとき。 | 印かん、世帯全員の保険証 |
| | 職場の健康保険に入ったとき。 または、扶養家族になったとき。 | 印かん、国民健康保険証、 加入した職場の健康保険証 |
| | 死亡したとき。 | 印かん、保険証 |
| | 生活保護を受けるようになったとき。 | 印かん、保険証、保護開始決定通知書 |
| | 外国人の加入資格がなくなったとき。 | 印かん、保険証、特別永住者証明書または 在留カード(外国人登録証明書)、パスポート |
| その他のとき | 同じ市町村内で住所が変わったとき。 | 印かん、世帯全員の保険証 |
| | 世帯主が変わったとき。 | |
| | 世帯が分かれたときや一緒になったとき。 | |
| | 氏名が変わったとき。 | 印かん、保険証 |
| | 修学のため別に住所を定めるとき。 | 印かん、保険証、在学証明書 |
| 保険証を紛失したり破損したりしたとき。 | 印かん、身分を証明するもの、破損した保険証 | |

(注1) 上記手続きには「個人番号カード」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要となります。

また、年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください。

(注2) 外国人住民については、住民票が作成されていない人でも国保に加入する場合があります。詳しくは、市町村国保担当にお問い合わせください。